

倒産や解雇・雇い止め等による離職軽減【要申請】

倒産や解雇・雇い止め等による非自発的失業により国保へ加入された方のうち、条件に当てはまる場合には、ご本人からの申告により失業者ご本人の前年の給与所得金額を100分の30とみなして国保税を算出します。軽減対象期間は、離職日の翌日から翌年度末までです。

<持ち物> ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」、世帯主の方と失業された方のマイナンバー、窓口に来られる方の身分証(マイナンバーカードや運転免許証など)

<申請先> 高齢者・保険課 国保年金係(茅野市役所1階)

総所得金額等の合計額が一定額以下【申請なし】

世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、均等割と世帯別平等割を軽減します。

未就学児の国民健康保険税が軽減【申請なし】

令和4年度から未就学児(6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方)の均等割額について2分の1を軽減します。

国保加入者が75歳に到達【申請なし】

国保加入者が75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、世帯内の国保加入者が1名となった場合には、世帯別平等割の一部を最大8年間軽減します。(特定世帯・特定継続世帯)

後期高齢者医療制度へ移行【申請なし】

社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、扶養家族であった方が国保に加入した場合、一定の額を減免します。(旧被扶養者減免)

2. 公的年金からの年金天引き(特別徴収)

要件(1)～(4)までのすべてに該当する世帯は、世帯主の公的年金から天引きにより国保税を納めていただきます。

(1) 世帯内の国保に加入している方全員が65歳以上75歳未満であること

(2) 世帯主が国保に加入していること

(3) 世帯主の介護保険料がすでに年金天引きされていること、または今後年金天引きとなること

(4) 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた年金天引き額が年金額の2分の1を超えないこと

※対象となる世帯にはあらかじめお知らせします。

※口座振替による納付方法へ切り替えることができますので、ご希望の方はお問い合わせください。世帯主が75歳に到達する年度は、特別徴収から普通徴収(口座振替または納付書)に切り替わります。

もしかして、控えてませんか? 特定健診

今年も5月から特定健診が始まっています。健康が気になる今だからこそ、健診を受けましょう!

健診を受けることは、生活習慣病予防の第1歩です。

●対象者…国民健康保険加入の40歳～74歳の方

※令和4年4月1日現在の国保加入者には、受診票をお送りしました。それ以降に国保に加入した方はお問い合わせください。

●実施期間…10月31日(月)まで

●料金…無料

(特定健診を受けた方は、人間ドックの補助申請はできません。)

●受診方法 **ステップ1** 届いた通知から医療機関を選ぶ

ステップ2 健診受診日を決めて予約する

ステップ3 受診票を持参し、健診を受ける

※コロナウイルス感染症の影響で、医療機関の予約がとりにくくなるのが予想されます。また、特定健診も中止や延期になる場合があります。ご了承ください。

※以下の方は特定健診を受診したことになりますので、結果提出のご協力をお願いします。

○人間ドックを受けた方

○通院中で血液検査等の結果があり健診項目を満たしている方、勤務先で健康診断を受けた方

○特定健診を受けた方は、健康づくりポイント事業に参加できます

ポイントを貯めて、ぜひ応募してください。

健康づくりポイントとは?

健診受診、健康づくり講座への参加などで、健康づくりに取り組み、ポイントを貯めて抽選に参加できる事業です。特定健診は、健康づくりポイント事業の必須項目です。

No.536

国保だより

問い合わせ

【国民健康保険税】高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線322)

【特定健診】健康づくり推進課(健康管理センター内) ☎82-0105

令和4年度 国民健康保険税の軽減及び減免制度を紹介します

国民健康保険税はご申請いただければ、保険税を一部軽減または減免できる制度があります。

今月の国保だよりでは、令和4年度の国民健康保険税の軽減および減免制度をご紹介します。

また公的年金から天引きで保険税を納付する方法についても解説します。

1. 軽減および減免制度について

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免について【要申請】

【保険税の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税の一部を減免

※年金収入のみの方は減免対象になりません。

※世帯の主たる生計維持者の前年中の所得や収入が0やマイナスだった場合も減免対象になりません。

【減免の対象となる保険税】

●対象年度…令和4年度および令和3年度分

※令和3年度分は、令和3年度末に国民健康保険の資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されているもの(加入手続きを資格の取得日から14日以内に行っているもの)が対象となります。

※令和3年度以前に遡る減免申請はできません。

●納期限…令和4年4月1日から令和5年3月31日

●申請期限…令和5年3月31日

●申請方法…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申請にご協力ください。お電話かメールにてご連絡いただければ申請書等をお送りさせていただきます。

また茅野市ホームページからも申請書等がダウンロードできます。

【保険税が一部減免される具体的な要件】

要件ア～ウまでのすべてに該当する世帯が対象となります。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」といいます。)のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入の減少額から控除します。)

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、収入を証明する書類(事業収支の帳簿や給与明細書等の写し)が必要となります。